

平成31年第4回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 平成31年 4 月 25 日 (木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言10時00分 閉会宣言10時45分

4. 出席者は次のとおりです。

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----|------|-------|-------|
| 教育長 | 岸本幸雄 | 職務代理者 | 石井幸二 |
| 委員 | 青沼拓代 | 委員 | 高見真由美 |
| 委員 | (欠員) | | |

5. 欠席者は次のとおりです。 無し

6. 遅刻者は次のとおりです。 無し

7. 早退者は次のとおりです。 無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|------|----------|-------|
| 生涯学習課長 | 原田賢一 | 生涯学習課主幹 | 三浦厚 |
| 学校教育Gr総括主査 | 新輪誠一 | 学校教育Gr主査 | 小泉めぐみ |

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

| 議案番号 | 件名 |
|--------|---|
| 議案第7号 | 清里町教育支援委員会委員の任命について |
| 議案第8号 | 清里町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 議案第9号 | 清里町小中一貫教育推進基本方針の決定について |
| 議案第10号 | 清里町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱 |
| 議案第11号 | 清里町小中一貫教育推進協議会設置要綱の制定について |
| 議案第12号 | 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定について |
| 議案第13号 | 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領 |

10. 議事の経過

別紙

第4回清里町教育委員会会議 議事録

平成31年4月25日(木)

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ただいまから、平成31年 第4回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 3名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、石井委員 と 青沼委員 を指名します。</p> |
| | |
| 議 長 | <p>日程第2 議案第7号 清里町教育支援委員会委員の任命についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| 説 明 | <p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第7号「清里町教育支援委員会委員の任命について」提案理由の説明をいたします。</p> <p>清里町教育支援委員会につきましては、清里町教育支援委員会設置規則により任命するもので、主に心身に障がいのある児童生徒等の就学に関する事項を協議し教育委員会に助言を行うことを目的としております。このたび、教職員の人事異動により委員に欠員が生じたために、新たな委員を任命するものです。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>委員は医師、学識経験者、関係教育機関の職員から任命することとなっており、現在の任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となっております。</p> <p>今回は、閉校となりました光岳小学校の校長教頭がはずれ、清里小学校の山口英世校長が人事異動により転出されましたので、新たな委員として清里小学校に着任された平野真奈美校長を任命することについて提案するものです。</p> <p>なお、任期は前任者の残任期間である平成32年3月31日までとなります。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これから質疑を行います。</p> |
| 石 井 | <p>委員の人数に定めは。</p> |
| 説 明 | <p>設置規則の中で11名以内となっております。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいですか。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>議案第7号 清里町教育支援委員会委員の任命について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号 清里町教育支援委員会委員の任命については、原案どおり決定されました。</p> |
| | |
| 議長 | <p>日程第3 議案第8号 清里町スポーツ推進委員の委嘱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| 説明 | <p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第8号「清里町スポーツ推進委員の委嘱について」提案理由の説明をいたします。</p> <p>清里町スポーツ推進委員につきましては、町におけるスポーツ活動の推進を図るために、スポーツ基本法第32条の規定により、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有している者の中から、教育委員会が委嘱するものです。</p> <p>任期は2年であり、前委員の任期が平成31年3月31日までとなっておりますので、今回、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの任期で、新たに任命するものです。</p> <p>委員の定数は、清里町スポーツ推進委員に関する規則第3条により15名以内とされております。</p> <p>今回の候補者のうち3名は新たに委嘱する委員で、候補者名簿の下から3番目から、三上拓真さん、二俣緋奈乃さん、春名将志さんです。</p> <p>その他の12名は再任となります。</p> <p>人選は、地域や年齢を考慮して行っております。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 議長 | これから質疑を行います。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第8号 清里町スポーツ推進委員の委嘱について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号 清里町スポーツ推進委員の委嘱については、原案どおり決定されました。</p> |
| | |
| 議長 | <p>日程第4 議案第9号 清里町小中一貫教育推進基本方針の決定について を議題とします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>説 明</p> | <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案9号「清里町小中一貫教育推進基本方針の決定」について提案理由の説明をいたします。</p> <p>本町の教育は、平成28年度に策定した「清里町教育推進計画」に基づいて推進しているところですが、同時に、「清里町立小学校の統合に関する方針」を定め、平成29年度末で緑町小学校、平成30年度末で光岳小学校が閉校となり、平成31年度からは小学校1校、中学校1校となりました。</p> <p>これにより、これまで推進してきました小中連携の取組をさらに進め、「清里町小中一貫教育推進基本方針」を定め、児童生徒及び学校現場が抱える諸課題に対応していくものであります。</p> <p>それでは、具体的な基本方針の内容についてご説明いたしますので基本方針案の1ページをごらんください。</p> <p>Iの小中一貫教育を推進する背景といたしましては、少子高齢化、国際化、高度情報化、といった社会的背景、いじめや不登校、学力や体力の低下、中1ギャップといった学校現場での課題をあげております。</p> <p>また、国においても、これらをふまえ、学校教育法を改正し、小中9年間を一貫したカリキュラムで運営する義務教育学校を新設し、小中一貫教育が広がりつつある現状であることをあげております。</p> <p>次に、IIの小中一貫教育の導入の必要性でございますが、ここでは大きく6点をあげています。</p> <p>1点目は教育内容や学習活動が質的・量的に充実してきたことに対応することが求められているということ。</p> <p>2点目は、児童生徒の心身の発達への対応が必要となってきたこと。</p> <p>3点目は、小学校から中学校へ進学する際に生じる諸課題への対応が必要となってきたこと。</p> <p>4点目は、家庭や地域の在り方が変化してきたことへの対応が必要となってきたこと。</p> <p>5点目は、複雑な家庭環境で育つ子ども、特別支援教育の対象となる子どもの増加に伴う諸課題への対応が必要となってきたこと。</p> <p>6点目は、法律の改正により、小中一貫教育が制度化され、取り組みやすい環境が整ったことをあげております。</p> <p>次に、IIIの清里町における小中一貫教育の必要性でございます。</p> <p>これまで、本町における小中の連携は、「小中高校音楽発表会」や「長期休業中の学習サポート教室」、北海道教育委員会の指定を受けた「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」、小学1年生から中学3年生までの9年間を見通した「清里町家庭学習の手引き」の発行などがありました。</p> <p>このような中、全国学力学習状況調査の質問紙調査の結果において、「将来の夢や希望を持っている」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合が低いこと、「家で自分で計画</p> |
|------------|--|

| | |
|-----|---|
| | <p>を立てて勉強する」「普段家で1日30分以上読書する」と答えた割合が中学生は高いが小学生は低いことなど、小中一貫教育を導入して、連続性のある指導を行うことにより改善が見込まれると思われる項目があり、小中の段差を少しでも解消する取り組みが必要であると考えています。</p> <p>次にⅣの清里町がめざす小中一貫教育についてです。</p> <p>小中一貫教育は、「清里町がめざす子ども像」を設定したうえで取り組みを進めることといたします。</p> <p>また、具体的には「学力・体力の向上」「豊かな心の育成」「中学校進学時の不安感や負担感の軽減」「生きる力の育成」を目指すことといたします。</p> <p>さらに、小中一貫教育導入で期待できる効果といたしましては、小中9年間の学びの連続性ができ、多様な学習形態を取り入れることができるようになり、結果として学習意欲や学力の向上が図れるということが考えられます。</p> <p>生活面では、9年間を見通した一貫した生活指導を行うことができるようになるため、不安感や負担感の軽減が図られ、安定した学校生活を送れるようになると思います。</p> <p>合わせて、小中の教職員が相互に理解しながら指導に当たることにより、教職員の指導力の向上、総合的な力量の向上につながると考えております。</p> <p>最後に、Ⅴの小中一貫教育導入に向けてでございますが、本町では、清里小学校、及び清里中学校の既存の校舎を活用し、現行の6・3制と学習指導要領を基本としながら、義務教育9年間で1つのスパンとして実施する「施設分離型」を基本としております。</p> <p>実施にあたっては、教育委員会事務局及び各学校職員による「清里町小中一貫教育推進協議会」を設置するとともに、既存の「清里町学校教育振興会」を活用しながら具体的な内容を検討することとしております。</p> <p>今後のスケジュールといたしましては、今年度と来年度で調査研究及び具体的な取組内容を協議し、2021年度より実施することとしております。</p> <p>なお、5ページ及び6ページで「清里町小中一貫推進協議会を」「推進会議」と記載しておりますのは誤りですので訂正をお願いいたします。</p> <p>以上が清里町小中一貫教育推進基本方針案でございます。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 教育長 | <p>2月の協議会で素案として説明しましたが、その後、教職員側からの意見もふまえ、清里町における必要性や効果について記載を追加しています。また字句の修正も行っています。</p> |
| 石井 | <p>一貫教育の制度化がなされ義務教育学校とそれぞれ独立した形態があり、今回はそれぞれ独立した形態で進めるということだが、カリキュラムの流動性について確認したい。</p> |
| 教育長 | <p>流動的なカリキュラムを取ることは可能。</p> |

| | |
|-----|--|
| 石 井 | 一貫教育を進めていくうえで注意してほしい点として、中学校3年生の時点が目標であり、小学校の時点では中学校で学ぶための準備段階として捉え、詰め込むのではなく遊びと学びを考えてほしい。 |
| 教育長 | 教職員を含め基本的なことから検討していきたい。 |
| 高 見 | 授業は変わるのでしょうか。 |
| 教育長 | 学習指導要領に基づくものは変わりませんが、例えば、小学校での教科担当や専科による指導が考えられ、また特に小学校の外国語指導では中学校の先生が来ての指導や児童が中学校へ行っての指導なども考えられます。 保護者や学校運営協議会からもどの様なやり方が良いか意見をうかがう機会も設ける予定です。 |
| 議 長 | その他、質問などよろしいですか。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。 議案第9号 清里町小中一貫教育推進基本方針の決定について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第9号 清里町小中一貫教育推進基本方針の決定については、原案どおり決定されました。 |
| | |
| 議 長 | 日程第5 議案第10号 清里町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱 について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 |
| 説 明 | (生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第10号「清里町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について」説明をいたします。 今回の要綱改正につきましては、道立学校の要綱改正に合わせて改正するものであり、飲酒後の自家用車の公用使用の制限を具体的に明記するとともに、公用車として使用する自家用車の車検や任意保険が切れていないかを確認することなどが追加されております。 具体的な改正内容につきましては、次のページの新旧対照表によりご説明いたしますので、3ページおめくりください、左側が改正後の要綱です。 はじめに、第4条第5号中「原則として走行距離が片道250キロメートルを超える」を「1日の走行距離がおおむね250キロメートル、運転時間が5時間を越える」に改めます。次に、同条第6号中「場合」の次に「。ただし、第3条第2項により職員を同乗させる場合には、さらに500万円以上の搭乗者傷害保険の契約が締結されていない場合」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次 |

| | |
|-----|---|
| | <p>に第7号「交通事故が発生した場合には、責任保険及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて、承諾していない場合」を加えます。</p> <p>さらに、9号の次に、第10号、「当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあっても、前日又は当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められるとき」を加えます。</p> <p>また第5条第1号中「運転免許証原本を提示の上、」を「当該自動車に係る自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証（表面、裏面）の原本を提示し、その写しを添付の上、」に改めるとともに、同条第4号中「運転免許証原本を確認の上、公用に使用する自家用車登録名簿（、「。以下「自家用車登録名簿」という。）」及び「別記第3号様式により」を削り、「旨を」の次に「口頭により」を加え、同条第5号中「4」を「3」に改め、同条に第7号、「職員は、前号による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は、自家用車を運行する直前に第4条第10号に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない」を加えるものとします。</p> <p>附則は施行日を定めるものであり、平成31年4月1日からいたします。</p> <p>なお、別記様式は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 議長 | これから質疑を行います。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。 議案第10号 清里町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号 清里町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱 については、原案どおり決定されました。</p> |
| | |
| 議長 | <p>日程第6 議案第11号 清里町小中一貫教育推進協議会設置要綱の制定 について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| 説明 | <p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第11号、清里町小中一貫教育推進協議会設置要綱の制定について、提案理由の説明をいたします。</p> <p>この要綱は、先に決定いただきました「清里町小中一貫教育推進基本方針」を具現化するための組織を要綱にて定めるものです。</p> <p>では、右側の設置要綱案についてご説明いたします。</p> <p>第1条では目的を、第2条では所掌事項として小中一貫教育に係る「課</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>題分析及び目標の設定」「教育課程の編成」「その他」の3点を、を規定しております。</p> <p>第3条は組織の構成で、教育長と小中学校の校長、教頭及び若干名の一般教諭で構成することとしております。</p> <p>第4条では、組織の会長を教育長が務めることと規定しております。</p> <p>第5条は会議の招集について、第6条では協議会の庶務を教育委員会事務局が行うこと、第7条では、その他必要事項については別に定めることをそれぞれ規定しております。</p> <p>附則は施行日を定めるものであります。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | これから質疑を行います。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。 議案第11号 清里町小中一貫教育推進協議会設置要綱の制定 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号 清里町小中一貫教育推進協議会設置要綱の制定 については、原案どおり決定されました。</p> |
| | |
| 議 長 | <p>日程第7 議案第12号 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定 について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| 説 明 | <p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第12号「清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定について」提案理由の説明をいたします。</p> <p>本要綱は、近年社会問題としてクローズアップされております各種ハラスメントについて、その防止及び発生時の対応について規定するものです。</p> <p>第1条では、要綱の目的を定めております。</p> <p>第2条では、「セクシャルハラスメント」「妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント」「パワーハラスメント」についてと、その他の用語の定義を定めています。</p> <p>第3条では、各学校長の責務を定めています。</p> <p>第4条では、教職員の責務を定めています。</p> <p>第5条では、校長が教職員に対して研修を実施することを規定しています。</p> <p>第6条では、教育委員会事務局内に苦情相談窓口を設置することを規定しています。</p> <p>第7条では、苦情処理の方法について規定しています。</p> <p>第8条では、苦情の処理のために苦情処理委員会を設置することを規定しています。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>第9条では、苦情処理に際し、プライバシーが保護され、相談を行った者が不利益を被らないよう注意することが規定されています。</p> <p>附則は施行日を定めるものであります。</p> <p>なお、別表第1は、第2条に示された、教職員の制度等、別表第2は、第4条に示された、ハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき事項、別表第3は、第4条に示された、職場の構成員として良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項、別表第4と第5は、自らまたは他の職員や児童生徒がハラスメントを受けたときに認識すべきことと、とるべき行動をそれぞれ明記しており、別記様式は苦情・相談記録簿となっております。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | これから質疑を行います。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第12号 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定 については、原案どおり決定されました。</p> |
| | |
| 議 長 | <p>日程第8 議案第13号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領 について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| 説 明 | <p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第13号、「修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領」について提案理由の説明をいたします。</p> <p>今回の要領改正につきましては、道立学校の要綱改正に合わせて行うものです。</p> <p>本要領につきましては、修学旅行や各種学校行事等において職員の勤務時間の割振りを弾力的に設定することができる規定であり、このたびの改正は、対象となる行事等に、「児童生徒の引率業務」と「入学式・卒業式等の業務」を追加するものです。</p> <p>具体的な改正内容につきましては、次のページの新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>左側が改正後の要領です。</p> <p>第2条第4項中「又は」を「、」に改め、「等」の次に「又は「入学式・卒業式等」を加え、同条に次の2項を加えます。</p> <p>12 この要領において、「児童生徒の引率業務」とは、自校の教育活動</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>として、児童又は生徒を引率する業務のうち、本要領における「修学旅行の引率業務」及び「現場実習の引率業務」を除く業務をいう。</p> <p>13 この要領において、「入学式・卒業式等の業務」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する儀式的行事と位置付けて行う行事の実施日に行う業務をいう。</p> <p>また、第3条第2項第4号中「又は」を「、」に改め、「等」の次に「又は入学式・卒業式等」を加え、同項に次の2号を加えます。</p> <p>(12) 児童生徒の引率業務</p> <p>(13) 入学式・卒業式等の業務</p> <p>附則は施行日を定めるものであり、平成31年4月1日からいたします。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p> |
| 議長 | これから質疑を行います。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第13号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第13号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領 については、原案どおり決定されました。</p> |
| | |
| 議長 | <p>本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉会いたします。</p> |